

2月11日は「わんこそば記念日」 第64回元祖わんこそば全日本大会を開催します

全国から胃袋自慢の出場者「食士」が参加し、競技時間内に食べたそばの杯数を競います。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今年度は感染防止対策を講じて開催します。

■期日 2月11日(金・祝)

■開始時間 午前9時

■会場 文化会館

■種目・定員など

種目	競技時間	定員(抽選)	参加料
団体の部 (3人1組)	1人5分	25組75人	1組当たり 6,000円
個人の部	5分	15人	2,000円

※今回、小学生の部は行いません

■申込期間 12月15日(水)～1月10日(月・祝)

■申し込み方法 花巻観光協会ホームページ内の申し込みフォームから申し込みいただくか、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、持参・郵送・ファクスのいずれかで申し込み先へ

※申込用紙は、花巻観光協会、花巻青年会議所、花巻商工会議所、市役所本館観光課で配布

■申し込み先 花巻観光協会
(〒025-0004葛3-183-1 ☎29-4447 ホームページ<https://www.kanko-hanamaki.ne.jp>)



【問い合わせ】わんこそば全日本大会運営委員会(花巻青年会議所内☎24-2025)

冬期間、身近に起こりうる事故に気を付けましょう

冬期間は、凍結により歩行中に転倒したり、屋根の雪下ろし中に誤って転落したりする事故が発生します。

寒い季節の事故を防ぐためには、事故の特性を知り日頃から注意することが大切です。

■凍結に伴う転倒防止

●「こんな場所」「こんなとき」は要注意

- 横断歩道の白線上やマンホールのふたの上
- ロードヒーティングの切れ目
- 坂道(特に下り坂)
- 急いだり焦ったりしているとき
- 両手がふさがっているとき
- 屋外から店内に入るとき
- お酒を飲んだ後

●雪道の歩き方の基本

- 小さな歩幅で歩く
- 靴の裏全体を地面に付けて歩く

- 急がず、焦らず、ゆっくり歩く
- けが防止のために、帽子や手袋を着用

■除雪時のポイント

●除雪作業で起こりうる事故

- 屋根の雪下ろし作業中に転落した
- 雪を川や水路に捨てるときに転落した
- 屋根から落ちてきた雪塊で生き埋めになった
- 除雪機で飛ばした雪や氷が通行人に当たった

●除雪作業で起こりうる事故

- 除雪作業はできるだけ複数人で
- 靴やはしごには滑り止めを
- 無理な作業はしない
- 除雪機のトラブル時はエンジンを停止
- 万が一に備えて携帯電話を携帯する

【問い合わせ】消防本部警防課(☎22-6124)

【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

空き家を取得する人への支援制度



市内に移住する人の住宅取得を支援

花巻市定住促進住宅取得等補助金

【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

補助金の交付要件(下図を参照)に該当した人には、引っ越しや改修などに係る経費の2分の1(市内事業者

などが改修を行った場合は、改修にかかった経費の全額)を限度額内で支援します。

■対象・補助額



子育て世帯の住宅取得を支援

花巻市子育て世帯住宅取得奨励金

【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

①生活サービス拠点での住宅取得

生活サービス拠点の区域に居住するために、住宅を新築・購入する子育て世帯が対象です。
※生活サービス拠点…松園・花北・花西・花南・宮野目・大迫・好地・土沢地区の一部と、花巻中央地区。同拠点の図面は本館定住推進課、各総合支所地域振興課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

②親世帯との同居・近居のための住宅取得

親世帯(父母または祖父母)と同居または近居するために、住宅を新築・購入する子育て世帯が対象です。
※近居…親世帯と同一のコミュニティ地区内に居住すること

39歳以下の空き家取得を支援

花巻市若者世代空き家取得奨励金

【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

空き家バンクに登録された空き家を令和3年4月1日以降に取得し、居住した39歳以下の人を対象に、奨励金を交付します。

■対象

- 当該住宅の所有権登記時点で39歳以下の人

■奨励金額 30万円

☞奨励金交付請求書などの提出が必要です

①②共通

■対象

- ▶中学生以下の子(対象者の子に限る)と同居していること(対象者または配偶者が妊娠し、母子健康手帳の交付を受けている場合を含む)
- ▶平成30年4月1日以降に住宅を新築または購入した人

■奨励金額 30万円

※花巻市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」(花巻中央地区の一部)に住居を取得する場合は20万円加算

☞交付を受けられるのは①②どちらか一方のみ。奨励金交付請求書などの提出が必要です

5年間借り入れ金利を引き下げ

住宅ローン「フラット35地域連携型」

金利優遇支援 【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

住宅金融支援機構が提供している住宅ローン「フラット35地域連携型」を利用した場合、借入金利が引き下げられます。

■対象

定住促進住宅取得等補助金または子育て世帯住宅取得奨励金を受ける人

■優遇措置

最初の5年間の借入金利を年0.25%引き下げ

■取扱金融機関

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行のほか、住宅金融支援機構が提携する金融機関

※いずれも▶5年以上、継続して定住する意思があること▶市税の滞納がないこと▶が条件となります。5年以内に転出や住宅の売却・譲渡および虚偽の申告があった場合、補助金・奨励金を返還してもらう場合があります